

今後のご請求について

対象店舗：仙台店、広島店

4月臨時休業期間の会費については、
営業日数を基にご請求確定分からの差額を6月以降の月会費へ充当させていただきます。
4月調整額の考え方は、下記の通りといたします。

(計算式) 4月分月会費 × (4月実営業日数 14日分 ÷ 営業日数 26日)

例) 一般会員様 13,200円 × 0.54(14 ÷ 26) = 7,100円 ※10の位以下切捨て

会員種別による調整金額について ※10の位以下切捨て調整しております。

会員種別	通常会費	調整額
一般	¥13,200	¥7,100
大学生	¥11,000	¥5,900
小中高生	¥8,800	¥4,700
福利厚生	¥12,100	¥6,500
団体一般	¥11,880	¥6,400
団体大学生	¥9,900	¥5,300
団体小中高生	¥7,920	¥4,200

4月会費の調整額は上記の通りといたします。

お支払い頂いている4月会費との差額は6月以降の月会費に充当いたします。

また、5月以降休会のお手続きをされている方は、復会月に充当いたします。

■今後のご請求について

4月27日(月)では、5月分の諸会費を請求させていただきます。

5月27日(水)では、休業期間で調整した月会費を請求させていただきます。

詳しくはご在籍の店舗までお問い合わせください。